

葛城市体力づくりセンター
指定管理者業務仕様書

令和5年10月

葛城市教育部

体育振興課

目 次

1	施設の概要	1 ~ 2
2	管理業務の基準	3
3	管理業務の範囲	3 ~ 6
4	事業報告等	6
5	市及び関係機関との連絡調整業務	7
6	指定期間終了時の引継ぎ業務	7
7	管理体制	7
8	リスク分担	7 ~ 9
9	その他の留意事項	9

葛城市体力づくりセンター指定管理者業務仕様書

1 施設の概要

(1) 施設の名称

葛城市体力づくりセンター

(2) 所在地

奈良県葛城市笛堂400番地1

(3) 管理運営する施設

① 敷地面積 9,915.94 m²

② 建築面積 2,264.43 m²

③ 延床面積 3,242.55 m²

④ 構造 鉄筋コンクリート作り2階建て一部鉄骨

⑤ 施設内容

1階部分

プール 25m×18.5m (水深 1.1m～1.2m)

幼児プール 50.51 m² (水深 0.6m～0.65m)

ジャグジー 6.725m×2.2m (水深 0.4m～0.75m)

入水スロープ・階段併設、採暖室、トイレ、シャワー洗眼器、プール専用男女更衣室、身障者用更衣室、一般男女更衣室、男女脱衣室(トイレ)・男女サウナ・男女浴室、多目的トイレ、井戸水用設備、エレベーター、事務室、交流休息コーナー、機械室、駐車場 200台(身障者用3台含む)、自転車置場 40台

2階部分

スタジオ 208.8 m²、マシンジム 307.8 m²、ホール 76.0 m²、研修室 100.0 m²、設備スペース、男女トイレ、ギャラリー 97.5 m²

⑥ 設備の概要 別紙、葛城市体力づくりセンター設備概要のとおり

(4) 備品管理業務

① 備品の管理

・施設に既存する市所有の備品については、指定管理者に無償貸与する。

・施設における活動に支障をきたさないよう、指定管理者は備品の管理を行うとともに、不具合が生じた備品については、市と協議のうえ更新を行うこと。

・原則として、既存の備品の更新費用及び市が必要と認めた備品購入については、市が経費を負担する。ただし、指定管理者の都合による備品の購入については、指定管理者が経費を負担する。

② 備品台帳

・指定管理者は備品台帳を作成のうえ、備品管理の実施点検を確実にを行うこと。

(5) 利用実績

	利用者(人)	開館日(日)	会員数(人)
平成 30 年度	298,882	301	44,161
令和 元 年度	286,670	306	40,753
令和 2 年度	192,681	306	30,171
令和 3 年度	224,819	306	27,535
令和 4 年度	166,831	305	20,142

※令和4年度の利用者人数及び会員数は、令和4年4月～令和4年12月までの累計。

(6) 光熱水費

ガス使用実績

	使用量(m ³)	金額(円)
平成 30 年度	141,537	12,896,102
令和 元 年度	143,889	13,191,153
令和 2 年度	136,009	11,215,767
令和 3 年度	149,106	12,720,887
令和 4 年度	96,564	12,010,804

※令和4年度の使用量及び金額は、令和4年4月～令和4年12月までの累計。

電気使用実績

	使用量(kw)	金額(円)
平成 30 年度	629,739	8,906,414
令和 元 年度	631,342	10,556,810
令和 2 年度	541,324	9,079,995
令和 3 年度	590,552	9,999,443
令和 4 年度	428,124	9,773,279

※令和4年度の使用量及び金額は、令和4年4月～令和4年12月までの累計。

水道・下水道使用実績

	使用量(m ³)	金額(円)
平成 30 年度	54,654	11723826
令和 元 年度	56,487	12,237,828
令和 2 年度	47,189	10,162,189
令和 3 年度	60,176	13,293,504
令和 4 年度	47,904	10,540,265

※令和4年度の使用量及び金額は、令和4年4月～令和4年12月までの累計。

2 管理業務の基準

(1) 指定管理施設の管理に関する業務の基準

- ① 指定管理の施設の基本理念が十分に達成されるよう、適切な管理を行うこと。
- ② 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上を図ることができるよう、適正な運営に努めること。なお、プログラム数等について、現在の施設運営の水準を下回らないこと。(指定管理期間初日から現状のプログラム数及び内容を確保すること。)
- ③ 効率的な運営に努め、管理に係る経費の縮減を図ること。
- ④ 利用者が常に安全にかつ安心して、また快適に施設の利用ができるよう、適切な維持管理を行うこと。
- ⑤ 管理を行う上で知り得た利用者の個人情報保護及び防犯、防災その他緊急時の対策について、適切な措置を講じること。
- ⑥ 地方自治法その他関係法令、葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年葛城市条例第51号)、葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年葛城市規則第38号)及び葛城市体力づくりセンター条例(平成16年葛城市条例第78号。以下「センター条例」という。)を遵守すること。

(2) 指定管理施設の運営に関する業務の基準

- ① 休館日
毎週金曜日
なお、指定管理者は事前に市長の承認を得た上で、休業日の変更及び施設の全部又は一部を休業することができる。
- ② 利用時間
月曜日～木曜日 午前10時～午後11時まで
土曜日・日曜日・祝日 午前10時～午後8時まで
なお、指定管理者は事前に市長の承認を得た上で、利用時間を変更することができる。
- ③ 利用料金
利用料金は、センター条例で定めるとおりとする。
- ④ 施設の利用促進に向けた取り組み
市民及び広域住民に日々施設の周知・利用の働きかけ等を行い、指定管理施設の利用促進に向け積極的に取り組むこと。

3 管理業務の範囲

(1) 指定管理施設の維持管理に関する業務の範囲

- ① 建築物及び敷地の維持保全業務
・日々巡視点検を行い、建築物等の安全確認、放置物の除去等を行う

こと。

・巡視点検において、建築物の不備を発見した場合、適時清掃又は整備等を行い、利用者が快適に利用できるよう努めること。また、建築物等に破損、腐食及び変形を発見した場合は、適宜報告すること。

② 修繕業務

・規模の大きい施設本体の改修、改造、増築、移設については、市が実施する。

・施設、設備について、消耗、劣化及び破損又は故障により損なわれた機能を回復させるための修繕については、契約を締結するに当たり決定した修繕に要する経費の額の範囲において指定管理者が負担すること。なお、予算の執行状況等からいずれかが修繕することが困難な場合は、その都度双方協議のうえ対応方法を決めることとする。

③ 設備機器の運転及び保守点検業務

・施設内の設置の機械設備等の運転を実施し、その性能及び機能を維持できるよう管理し、関連法令に基づく法定検査等を行うこと。また、設備等に破損、腐食及び変形を発見した場合は、適宜報告すること。

④ 清掃業務

・施設及び敷地内について、利用者が快適かつ衛生的に利用できるよう清掃を実施し、環境美化に努めること。

(日常業務)

・日常的に施設内の塵、埃、その他物質的な汚れ等を清掃器具で清掃し、施設・備品等が清潔な状態に保たれるようにすること。特に、サウナ・便所・更衣室・シャワー室等の水周りについての衛生面に留意し、1日1回以上の清掃を行うこと。なお、清掃回数は利用頻度に応じて適切に設定すること。

・プール水面及び浴室の浮流物を適宜取り除くこと。

・プールサイド及び浴室転倒の危険がないよう清掃を行うこと。

・ゴミ箱に溜まった廃棄物を収集すること。

・消耗品は、常に補充された状態にすること。

・敷地内の雑草、落ち葉等を取り除くこと。

(定期清掃)

・プール水槽内の清掃については、水槽内の水をすべて排水し、年1回以上清掃を行うこと。窓ガラスにおいても、年1回以上清掃を実施すること。

・空調設備のフィルターについては、掃除機又は水洗い清掃を定期的に行うこと。清掃回数は、1～2ヶ月に1回程度適切に設定すること。

・浴室等の清掃については、「公衆浴場における衛生等管理要領」(平

成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生労働省生活衛生局長通知)を遵守すること。

⑤ 防犯警備業務

・施設及び施設内の防犯・防火及び防災に万全を期し、定期巡回を行うなど利用者が安心して利用できる環境を確保すること。また、防火管理者を選任し、法令に基づく防火体制を整えること。

・夜間及び休館日の保安警備は、原則として機械警備方式を採用する。なお、営業時間内にあつては、遺失品管理等を行うこと。営業時間の終了時には、各階戸締り、消灯等の確認、各室・所の異常の有無を確認すること。

・火災、盗難等の事故の発生又はその恐れがある場合は、警察・消防に通報連絡を行うとともに被害を最小限に食い止め、非常事態に適した迅速かつ正確な緊急処置を講じること。

・サービスが円滑に提供されるよう、混雑時においては必要に応じて駐車場の誘導等を行い交通の安全に配慮すること。

⑥ 塵芥処理業務

・施設の管理運営に当たり発生した塵芥等は、分別し適正に処理を行うこと。

⑦ プール及び浴室の水質管理業務

・「遊泳用プールの衛生基準」(平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知)及び「プールの安全標準指針」(平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定)に基づき、適正な管理を行うこと。

・「公衆浴場における水質基準等に関する指針」(平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生労働省局長通知)及び「公衆浴場における衛生等管理要領」並びに「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」(平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)の規定により管理すること。

※指定期間中及び前記通知以降に改訂通知等があったときは、改訂後の内容を仕様とする。

⑧ 駐車場及び敷地の管理業務

・駐車場をはじめ敷地内の除草作業、草刈等を適宜行い美化に努めること。

⑨ 消防設備定期点検業務(機器点検年1回・総合点検年1回)

⑩ その他の維持管理に必要な業務

(2) 指定管理施設の使用許可に関する業務の範囲

① 申し込みの受付業務

② 使用許可及び使用料の徴収業務

センター条例に基づき使用料を徴収すること。

- ③ 使用許可の制限の業務
センター条例に基づき、使用の制限、許可の取消し、入場禁止を行うこと。
 - ④ 業務日誌の作成業務
日々の利用者数、使用料収入、気温又は室温、水温、補給水量、残留塩素等の水質検査の結果、清掃、警備、設備の点検及び整備状況、苦情及び事故状況の内容を記載した業務日誌を作成すること。
 - ⑤ 利用促進業務
体力の向上及びスポーツの振興並びに市民の健康増進が図られるような教室を企画立案をし、施設の利用促進を図ること。
- (3) その他の業務の範囲
- ① 施設案内や各種問い合わせ、要望、苦情及びトラブルへの対応
 - ② 施設案内広報及びパンフレットの作成

4 事業報告等

- (1) 指定管理者は、毎年度末日の翌日から起算して30日以内に次の事項を記載した事業報告を作成し、市長に提出すること。
- ① 管理運営業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況並びに利用許否等の件数及び理由
 - ③ 自主事業の実施状況
 - ④ 利用料収入の実積
 - ⑤ 管理運営経費の収支状況
 - ⑥ 事業計画中の数値目標に対する達成率とその分析
 - ⑦ その他指定管理の実態を把握するために必要な事項
- (2) 指定管理者は、翌月の10日までに業務収支報告（月報）を作成し、教育長に提出すること。
- (3) 事業評価（モニタリング）
- ① 施設の管理運営において、適切かつ確実なサービス提供が確保されているか、また適切に施設が維持管理されているか等を日常的・継続的に監視し、適正なサービスが継続的・安定的に提供されることを確保し、かつそのサービスが継続的に改善するため、市のモニタリング制度に沿った事業報告を実施すること。
 - ② 市の監査担当者は、施設の管理運営状況を確認するため、必要に応じていつでも施設に立ち入り、書類を閲覧することができる。市による施設の管理運営に対する監査がある場合は、必要な対応を行うこと。
- (4) 利用者アンケート等の実施
- 利用者アンケート等により、利用者の利用状況やサービスに対する意見・要望等を把握し、利用者満足度を調査するとともに、自己評価

と対応策を作成すること。なお、利用者から聴取するアンケート等の内容については、市と協議して定める。

5 市及び関係機関との連絡調整業務

(1) 連絡体制

指定管理者は、市との連絡用として、インターネット接続環境を整え、パソコン等の情報機器を設置すること。

(2) 調整会議の開催

指定管理者は、次の会議を開催するほか、関係機関との連絡調整を図ること。

- ・連絡調整会議(市) 開催：適宜
- ・体力づくり運営委員会 (市) 開催：年1回 ；臨時会

6 指定期間終了時の引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるように引継ぎを行うこと。この場合の費用（次期指定管理者側の引継ぎに要する費用は除く。）は、指定管理者の負担とする。

7 管理体制

(1) 指定管理施設の管理運営業務について、本事業を円滑適切に履行できるように、施設の総括責任者を指定すること。

(2) 法令等により配置が義務付けられる技術者として、次の資格を有するもの1名以上を配置すること。(交替制勤務等による技術者不在日がないよう、2名以上の配置となるよう資格の取得に努めてください。)

- ・防火管理者
- ・衛生管理者

(3) 職員の勤務体制は、指定管理運営に支障がないように配置するとともに、利用者の要望に十分応えられるものとする。

(4) 職員の資質を高めるため、研修等を実施するとともに、指定管理施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

8 リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、おおむね次の表のとおりとする。

リスクの種類	リスクの内容	負担する者		
		市	指定 管理者	分担 (協 議)
価格変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの(人件費・物品費を含む。)		○	
資金調達金利変	資金調達不能により管理運営の中断等		○	

動	金利上昇等に資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税（地方消費税を含む。）率等の変更			○
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の施策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
需要変更	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中 断・中止・臨時休 館等	市に帰責事由があるもの（設備、市の機器の不備や施設改修による臨時休業）	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの（指定管理者の管理上の瑕疵による臨時休業）		○	
	指定管理者の提案による自主事業の運営		○	
	それ以外のもの			○
資料・展示品の 損傷	指定管理者の管理者の瑕疵によるもの		○	
	その他第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの等	○		
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	施設の設計・構造上の原因によるもの	○		
	その他経年劣化・第三者の行為で相手方が特定できないもの等			○
利用者等への損 害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
周辺地域、住 民、施設利用者 への対応	地域との協調		○	
	施設の管理運営、業務内容に対する住民及び施設利用者からの要望への対応		○	
	それ以外のもの	○		
セキュリティー	指定管理者の警備不良による情報漏えい、犯罪発生等		○	

募集要項等	募集要項との瑕疵・不備に基づくもの	○		
事業終了時の 現状回復	指定期間の終了、又は指定の取消し等により指定期間中に 指定管理者の業務を行わなくなった場合の現状回復及び撤 収費用		○	
※不可抗力	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断(避難所開設を含む。)			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、感染症など

※基幹的な施設・機器等が損傷し、施設管理上の瑕疵がなく、その主たる原因が当該施設の老朽化である場合、そのリスクは市が担うこととします。

基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・備品等が損傷を受けた場合、そのリスクは指定管理者が担うこととします。（1件につき200,000円（税別）未満）

（注）基幹部分：建物本体（屋根、柱、壁、床、天井およびこれらと一体となった構造物及び設備機器（電気設備、衛星設備、消防設備、空調設備、ろ過設備）

9 その他の留意事項

（1）再委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託することを禁止する。

（2）指定管理料の減額

指定管理者の責めに帰すべき事由か否かに関わらず、指定管理者が本業務を実施しないときは、未実施となった業務に関わる費用相当分を指定管理料から減額することがある。

（3）監査委員による監査

地方自治法第199条第4項及び葛城市監査委員条例（平成16年葛城市条例第17号）第3条の規定により、監査を受けていただくことがあります。

（4）災害発生時の対応

災害等危機発生時には、施設に協力を求めることがありますので、協力をお願いします。

別紙

葛城市体力づくりセンター設備概要	
給排水衛生設備 仕様書	
1. 給水設備 ・給水引込方式 ・受水層 ・加圧給水ポンプ ・配管方式	: 市水道引込 50Φ : FRP製2層式 有効42.0 m ³ : 40Φ×450L/min×5.0kpa×3.7kw×2台 : 硬質塩化ビニール管、耐衝撃性硬質塩化ビニール管
2. 給湯設備 ・熱源機 ・給湯方式 ・配管方式	: ガス焚温水ボイラー (930kw×2台) : 3回路、プール加温、館内給湯、床暖房+貯湯槽 4.0 m ³ : ①館内給湯 (シャワー、洗面器) ②便所洗面 (個別電気温水器) : ③プール、浴槽加温 (熱交換プレートろ過機循環系統) : ④床暖房 (熱交換プレート床暖房循環系統) : ステンレス配管、銅管
3. 排水設備 ・排水方式 ・配管方式	: 汚水と雑排水は室内分流 屋外合流 : 市公共下水道へ放流 : プール用排水ポンプ2セット×2台 湧水ポンプ×1台 : 硬質塩化ビニール管、配管用炭素鋼鋼管
4. 消火設備 ・消火方式 ・配管方式	: 屋内1号消火栓設備 : 消火ポンプ 50Φ×300L/min×62m×5.5kw×1台 : 屋内消火栓箱×5箇所 : 消火器、防火水槽 40 m ³ 、屋外消火栓 65Φ×1箇所 : 配管用炭素鋼鋼管
5. ろ過設備 ・ろ過方式 ・配管方式 ・水風呂熱源 ・制御方式	: 25mプール珪藻土ろ過機 オーバーフロー回収用 82 m ³ /h (SUS304) ×1台 : 同上 底引き用 82 m ³ /h (SUS304) ×1台 : 幼児用プール珪藻土ろ過機 オーバーフロー回収用 10 m ³ /h (SUS304) ×1台 : 同上 底引き用 8 m ³ /h (SUS304) ×1台 : 25mのみオゾン浄化装置+塩素薬注装置 幼児用 塩素薬注装置 : ジャグジープール 珪藻土ろ過機 18 m ³ /h (SUS304) ×1台 : 同上 ジェットポンプ 塩素薬注装置 : 男子風呂 砂ろ過機 17 m ³ /h (FRP製) ×1台 : 同上 ジェットポンプ 塩素薬注装置 : 女子風呂 砂ろ過機 20 m ³ /h (FRP製) ×1台 : 同上 ジェットポンプ 塩素薬注装置 : 水風呂 砂ろ過機 3 m ³ /h (FRP製) ×1台 : 塩素薬注装置 : 耐衝撃性硬質塩化ビニール管 : 空冷チラー12.5kw : ろ過制御盤より故障警報
6. ガス設備 ・ガスの種類 ・ガスの供給 ・ガス引込 ・配管方式	: 大和ガス (発熱量 46,050KJ/m ³ (N) 13A) : 給湯用温水ボイラー、空調用吸収式冷温水機、ガス用マルチ室外機 : 引込 100Φ : 配管用炭素鋼鋼管

空調設備 仕様書

<p>1. 冷暖房設備 ・空調方式</p> <p>・配管方式 ・床暖房方式</p>	<p>: ガスヒートポンプパッケージエアコン (事務室、ロビー、更衣室、スタジオ等) マルチタイプ 13 系統 : ガス吸収式冷温水発生器 (プール系統) 冷房 271kw、暖房 279kw : 空気調和機 (プール系統) 冷房 197kw、暖房 135kw、28,000 m³/h : 個別ルームエアコン (1 階倉庫) 冷房 2.2kw、暖房 2.5kw : ステンレス鋼管、冷媒用被覆銅管 : 温水式床暖房 (プールサイド、ロッカールーム、スクールロッカールーム 脱衣室、通路、身障者ロッカールーム)</p>
<p>2. 換気設備 ・換気方式</p>	<p>: 全熱交換器 (事務室、ロビー、更衣室、スタジオ、マシンジム、 ロッカールーム、研修室) : 排気ファン (便所、浴室、倉庫、機械室) : 吸気ファン (機械室) : 給排気ファン (プール)</p>
<p>3. 自動制御設備 ・制御方式</p>	<p>: 空気調和機 (プール) 温度、風量、冷温水量等の制御自動運転 : ガスヒートポンプエアコン集中コントロール監視 (事務室) : ガス音声ボイラー温水制御、水風呂制御、貯湯槽制御 : 床暖房、水量制御 : 空調制御盤より故障警報</p>

電気設備 仕様書 1

<p>1. 受変電引込設備 ・電気引込方式 ・受電容量</p> <p>・設備方式 ・警報表示</p>	<p>: 高圧 3 相 3 線式 6,600V 60HZ : 低圧電灯 1 相 3 線式 100V/200V : 低圧動力 3 相 3 線式 200V : 電灯変圧器 1 相 3 線 100KVA×2 : 動力変圧器 3 相 3 線 200KVA×1 : 屋外型キュービクル式配電盤 : 警報盤 (1 階事務室) 高圧地絡、低圧漏電、排水ポンプ、湧水槽、 ろ過機一括、ボイラー、冷温水機</p>
<p>2. 電灯設備 ・配線方式</p> <p>・分電盤</p> <p>・主たる照明</p>	<p>: 幹線 ケーブル配線 電線管 (金属管) 配線 : 分岐 ケーブル配線 電線管 (金属管、合成樹脂管) 配線 : 電灯分電盤 3 面 : Hf 照明 (事務室、更衣室、スタジオ、マシンジム等) : ダウンライト照明 (ホール、便所等) : 投光機照明 (プール、吹抜けロビー)</p>
<p>3. 動力設備 ・配線方式 ・分電盤</p>	<p>: 幹線 ケーブル配線 電線管 (金属管) 配線 : 分岐 ケーブル配線 電線管 (金属管、合成樹脂管) 配線 : 動力分電盤 4 面 エレベーター盤、サウナ盤、給水ポンプ盤、 消火ポンプ盤、太陽光発電、井水ポンプ</p>
<p>4. 防災照明設備 ・非常用照明 ・誘導等</p>	<p>: 避難経路・居室白熱球 9W、13W、30W電池内蔵型 階段室 蛍光灯 32W 電池内蔵型 : 避難口 B 級 C 級電池内蔵型 通路 B 級 C 級電池内蔵型</p>

5. 電話情報設備 ・配線方式 ・端子盤 ・電話主装置 ・電話子機	: 幹線 空配管 (42×2) 電話用 空配管 (28×1) 有線用 : 分岐 端子盤より実装 ケーブル配線 配線管: 端子盤2面 : PBX 回線 96ポート : 多機能電話×2台、一般電話×2台、PHS×2台
6. 時計設備 ・時計方式 ・配線方式	: 電気親時計×1台(事務室) 壁掛子時計×21台 : 分岐 ケーブル配線 電線管(金属管、合成樹脂管)配線
7. インターホーン設備 ・インターホーン方式 ・配線方式	: 親機1台(事務室) 子機3台 : 分岐 ケーブル配線 電線管(金属管、合成樹脂管)配線
8. 呼出設備 1) 緊急呼出設備 ・呼出方式 ・配線方式 2) トイレ呼出設備 ・呼出方式 ・配線方式	: 親機×1台(事務室、監視室) 呼出子機(プール等)×5台 : 分岐 ケーブル配線 電線管(金属管、合成樹脂管)配線 : 親機×1台(事務室) 呼出子機(各便所等)×17台 : 分岐 ケーブル配線 電線管(電線管、合成樹脂管)配線
9. ITV 監視カメラ設備 ・カメラ監視方式 ・配線方式	: 監視モニター×1台(事務室) カメラ(プール、スタジオ、マシンジム、エントランス) ×4台 : 分岐 ケーブル配線 電線管(金属管、合成樹脂管)配線
10. TV 共聴設備 ・TV 共聴方式 ・配線方式	: 地上デジタルCS/BS110° アンテナ : TV受口 事務室他 : 分岐 ケーブル配線 電線管(金属管、合成樹脂管)配線
11. 放送設備 ・放送方式 ・配線方式	: 一般館内放送 非常放送兼カトリレー : 放送アンプ 360W(事務室) : スピーカー音量調整付、リモコンマイク(受付カウンター、トレーニング用カウンター) : 分岐 ケーブル配線 電線管(金属管、合成樹脂管)配線
12. 自動火災報知設備 ・自火報方式 ・配線方式	: 受信機P型1級25回線(事務室) 自火報15回線+防排煙10回線 : 差動式スポット型、低温式スポット型 : 総合盤×5箇所 : 分岐 ケーブル配線 電線管(金属管、合成樹脂管)配線
13. 太陽光発電設備 ・太陽光発電方式	: 太陽光発電量 20kw 高圧一般配線連携 : 太陽電池モジュール 120枚 屋上設置 : パワーコンディショナー 10kw×2面

その他

: エレベーター 三菱 13人用 1台
: 耐震性貯水槽 横置ボックスカルバート 40トン槽
: 自動ドア(2枚) 2台

2階トレーニング室

1. カーディオマシン (汗のかくマシン)

: バイク 16台
 : ランニングマシン 15台
 : アークトレーナー 5台

2. ストレングスマシン (筋力トレーニングマシン)

: スミスマシン 1台
 : ウェイトマシン 14台
 : ダンベル 25セット

3. その他備品

: 血圧計 2台
 : 体脂肪計 1台

○メーカーリスト

機 材 名	製 造 者 名
○温水ボイラー	タクマ汎用機械
○空調設備 ヒートポンプチラー	ダイキン工業
○冷却水発生器・冷却塔	矢崎総業
○圧力容器	森松工業
○製缶類	森松工業
○ガスヒートポンプエアコン	ヤンマーディーゼル
○膨張水槽	森松工業
○FRP	三菱樹脂
○ペリメータヒーター	日本シーズ
○パッケージ空調機	ダイキン工業
○空調機	新晃工業
○全熱交換器	パナソニック
○送風機	パナソニック
○換気扇	パナソニック
○ポンプ類	川本ポンプ
○吹出口・吸出口	協立エアテック
○衛生器具	TOTO
○給水栓類	TOTO
○電気温水器	イトミック
○排水金物	ダイドレ
○消火栓器具	横井製作所 ヤマトプロテック
○ろ過機	ミウラ化学装置
○床暖房	古河電工
○自動制御	松下電工ビルサービス